

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	2	提案日	第 6 回 協議会	確認日	第 6 回 協議会
			平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日		平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日
協議項目	合併の時期			関係項目	
調整方針 (案)	合併の期日は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日とする。			協議結果	方針案のとおり
関係資料	○ 合併の時期を決定するうえで配慮すべき事項				
新市の発足期日は、住民サービスに混乱や支障をきたさない時期であることを最も優先し、次いで、住民への周知のしやすさ、新市の選挙日程などに配慮をするとともに、各種行政事務の円滑な移行についても検討します。 (1) 窓口サービス 円滑な移行のためには、各種行政事務の執行にできる限り無理のない時期とする判断も必要です。 特に、転勤、就職、進学などによる異動手続きが集中する 3 月中・下旬の休日の翌日避け、これらの処理件数が平常に戻る年度末の平日を合併の期日とします。 (2) 住民への周知のしやすさ 新しい市が発足する日は、住民の皆様に P R しやすい期日であるとともに、記念日として覚えやすいことも重要です。 また、国政、地方行政、教育などの年度の節目での合併は、社会通念上も受け入れやすいと考えられます。 (3) 選挙日程 新市の市長及び議会議員の選挙は、合併後 50 日以内に執行されますが、これらの期日が、観光客が集中し交通渋滞が発生するような時期や、積雪や路面凍結などが心配される厳冬季を避ける配慮も必要です。 (4) 合併年度の決算 合併年度には出納整理期間がありませんので、合併の前日（出納閉鎖期日）の 2 週間から 1 カ月程前に任意の出納閉鎖期日を設け、事務処理を行います。 合併の期日を平成 17 年度最終日とした場合には、この 1 日のために新市の平成 17 年度予算を編成する必要がありますが、この予算には経常的な経費がほとんど含まれず、大半が旧市町村で執行できずに持ち越した歳入歳出にあたるため、引き続き 2 カ月間の出納整理期間を利用して決算処理を行うことができ、事務処理の混乱が避けられます。 (5) 行政組織 平成 17 年度の最終日に合併することで、新しい行政組織は実質的に平成 18 年 4 月 1 日にスタートします。年度中途での組織改編による組織内外の混乱を避けることができます。					